

交通安全協会だより



～令和5年度交通功勞者・優良運転者表彰～

◎北海道交通安全協会会長表彰

《交通安全功勞者》 今金町 藤村 公士
 佐藤 静夫
 田畑 友明
 岸本 実
 せたな町 中村 正則

《優良運転者無事故30年以上》

今金町 住吉 義行
 せたな町 渡邊 優一

◎函館交通安全協会会長表彰

《交通安全功勞者》 せたな町 石橋 満

交通安全優良章表彰状伝達式

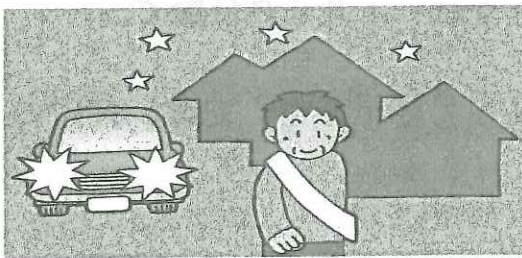


～オンライン講習（モデル事業）について～
 講習区分が『優良』『一般』でマイナンバーカード（有効な署名用電子証明書）をお持ちの方は、お家で更新時講習が受けられます。オンライン講習を受ける方は、受講後、警察署の窓口で更新手続きを行って下さい。詳しくは、北海道警察ホームページをご確認ください。

飲酒運転絶対ダメ

この時期、飲む機会が多くなると思います。「酔っていない」と思っても注意力、視力機能など確実に低下しています。
“乗るなら飲むな” “飲むなら乗るな”

～反射材を着用し、自分の身を守ろう～



当協会では、各種反射材の斡旋をしております。これから夜間の除雪では、反射チョッキや反射タックルベルト（ワンタッチで腕やバックなどにクルッと巻き付く反射材）をお薦めしております。お問い合わせやご注文は、安全協会事務局 84-6110 までお気軽にご連絡お願い致します。

写真撮影～免許更新時に必要な写真は、当協会へ入会していただいた方へ写真撮影を行っております。

免許証郵送～天候の心配やお仕事等でなかなか平日更新した免許証の受け取りに来られない方の為に、郵送業務（有料）を行っております。

～思いやる 心ひとつで 事故はゼロ～

せたな地区交通安全協会連合会・R5年11月発行・84-6110（せたな警察署内）

『優良運転被表彰候補者は申告を』

せたな地区交通安全協会連合会

～無事故15年で、かつ無違反5年以上の

優良運転者表彰候補者の自己申告について～

1. 表彰する団体は、社団法人 函館方面交通安全協会です。
2. 表彰を受ける資格を有する方
 - ・第1に、せたな地区交通安全協会連合会へ加入している会員の方です。
 - ・第2に、令和5年12月31日までに、函館方面交通安全協会と北海道交通安全協会から優良運転者として表彰を受けたことのない方です。
 - ・第3に、平成20年12月31日以前に免許証を取得され、運転経験が満15年以上の方と、平成21年1月1日～令和5年12月31日までの15年間無事故の方で（無事故15年以上の方も有資格者です）なおかつ、平成31年1月1日～令和5年12月31日までの満5年間無違反の方（無違反5年以上の方も有資格者です）
第3の無事故・無違反の2つの資格がそろった方が候補者として申告ができます。
3. 申告先は、せたな地区交通安全協会連合会へ、電話又は、安全協会窓口（せたな警察署内）へ免許証と印鑑を持参のうえ令和6年1月12日までに来署願います。（土・日・祝日、12月29日～1月3日は除く。）
4. 電話での申告者には、後日必要書類をお送りしますので、記載、押印の上返却していただきます。

- ◎ 15年表彰を授与された後、無事故無違反20年表彰・30年表彰に、該当と思われる方又は、30年表彰を授与され交通栄誉章を希望される方は、下記まで申告をして下さい。
又、申告に関してご不明な点がありましたら下記へご連絡願います。

せたな地区交通安全協会連合会

事務局 中飯 Ⅱ (0137) 84-6110 (せたな警察署内)